

中期目標・中期計画一覧表

(法人番号16) (大学名) 筑波大学

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文)大学の基本的な目標</p> <p>筑波大学は、あらゆる面で「開かれた大学」となることをを目指し、固定観念に捉われない「柔軟な教育研究組織」と次代の求める「新しい大学の仕組み」を率先して実現することを基本理念とし、我が国における大学改革を先導する役割を担っている。人類社会の調和の取れた発展の鍵を担う知の拠点として、大学にさらに大きな社会的役割が求められるなか、筑波大学は、知の全ての分野において幅広い教育研究活動を展開することが可能な総合大学として、個性と自立を基軸とし、世界が直面する問題の解決に主体的に貢献する人材の創出を目指した教育研究を充実・強化すべく、以下の目標を掲げる。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 自然と人間、社会と文化に係る幅広い学問分野において、深い専門性を追求すると同時に、既存の学問分野を越えた協同を必要とする領域の開拓に積極的に取り組み、国際的に卓越した研究を実現する。2. 高度で先進的な研究に裏打ちされた学士課程から博士課程までの教育を通じて学生の個性と能力を開花させ、豊かな人間性と創造的な知力を蓄え、自立して国際的に活躍できる人材を育成する。3. 科学技術研究機関が集積する筑波研究学園都市の中核として、教育研究諸機関および産業界との連携に積極的に取り組み、自らの教育研究機能の充実・強化を図るとともに、広く社会の発展に貢献する。4. アジアをはじめ世界の国々や地域に開かれた大学として、国際的通用性のある教育研究活動の展開と連携交流に積極的に取り組み、国際的な信頼性と発信力を有する大学を実現する。5. 教員と職員のそれぞれが個性と多様な能力を発揮しつつ協働することにより、次代における大学のあり方を追求し、新しい仕組みを実現するための大学改革を先導する。	
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 国立大学法人筑波大学の中期目標の期間は、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。</p>	

<p>2 教育研究組織</p> <p>この中期目標を達成するため、別表1に記載する学群、研究科及び別表2に記載する共同利用・共同研究拠点を置く。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>学士課程においては、自立して国際的に活躍できる人材の基盤を形成すべく、幅広い学びの保証と課題解決能力の育成という高次の目標の達成に向け教養教育を再構築するとともに、各分野の特性を反映した体系的な教育課程を編成・実施する。</p> <p>大学院課程においては、自立して国際的に活躍できる人材を育成するために、深い専門性のほか、幅広い学際性と異分野融合性を併せ持つ世界水準の教育課程の組織的展開を強化する。</p> <p>入学者受入れの方針を明確化し、優秀な学生の受入れを実現する方法と体制を整備する。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>○学生の到達すべき学習成果に関する目標の明確化とその達成に向けた教育課程の編成・実施に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本学の学士課程における教育理念・目標に留意しつつ、学士課程共通の学習成果並びに学問分野別の学習成果に関する目標を明確化して学位授与の方針を策定し、教育課程編成・実施の方針と合わせて、本学学士課程の教育宣言としての「筑波スタンダード」の改定に反映・公表する。 ②学習成果の達成に向け、共通教育と専門教育との有機的接続に留意しながら、順次性のある体系的な教育課程を編成・実施する。 ③高学年向けの共通教育の実施や専門の英語への橋渡し科目新設を柱とした新しい教養英語カリキュラムの導入等により教養教育を再構築し、平成23年度から実施する。 <p>○大学院における教育目標の明確化とその達成に向けた教育課程の編成・実施に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①大学院課程の教育目標を明確化して、大学院教育及び学位の質を担保する「筑波スタンダード(大学院版)」を策定・公表し、これに基づき体系的に実質化された大学院カリキュラムを編成・実施する。 ②修士課程と博士課程との有機的接続にも留意しながら、幅広い学際性と適正な研究倫理観の修得を目指した現行の「大学院共通科目」を拡充し、制度化する。 ③幅広い学際性や異分野融合性を必要とする分野における教育課程の革新を目指して、複数研究科間や他大学との連携による共同教育課程の設置、海外の大学との連携を含む各種デュアル・ディグリープログラムを実施する。 <p>○入学者受入れの方針の明確化とこれに応じた入学者選抜の工夫に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学士課程の入学者選抜においては、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に従って、自発的に学習し所期の成果を収めることのできる優秀な学生を受入れるために、高等学校段階で習得しておくべき内容・水準の明示を含めた入学者受入れの方針及び選抜内容・方法を明確化する。 ②大学院課程の入学者選抜においては、人材育成の目標を明確化し、社会人や留学生を含めた幅広い優秀な学生を受入れるとともに、安定的な学生定員の充足と継続的な教育の質保証を実現する。 ③学士と大学院の両課程において、優秀な学生の確保と柔軟かつ適正な入学時期を実現するとともに、入試業務負担の見直しを行い、全体としてバランスのとれた入学者選抜体制を再構築する。

教育の質保証を確保するための国際水準の仕組みを確立する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

教育企画機能の一元化と教育実施機能の効率化を図るとともに、教育の計画・実践・評価・改善サイクルの保証システムを開発・実施する。

学生本位の視点に立った教育の質の向上に資する環境整備を実施する。

(3) 学生への支援に関する目標

留学生、障害学生、社会人学生を含む全ての学生に充実した学習活動を保証するため、多様できめ細やかな支援を実施する。

全ての学生に快適で安全な学生生活環境を提供する。

○成績評価の実質化・厳格化に関する具体的方策

- ①厳格かつ公正な成績評価基準を作成・公表し、全ての授業科目において授業シラバスに則った成績評価を実施する。
- ②成績の評点のあり方を再検討し、国際的な通用性に配慮したG P A (Grade Point Average)あるいはそれに類する客観的評価指標を用いた評価基準を全学的に導入・実施する。

○大学院における学位の質保証に関する具体的方策

大学院における教育及び学位の質を担保し、これを社会的に保証する仕組みとして学問分野に即した達成度評価システムを開発・実施する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○総合的な教育企画・実施機能の充実と評価・改善機能の強化に関する具体的方策

- ①教育企画・実施組織の全学的な見直しを行い、教育の責任体制と権限・役割を明確化する。
- ②教育課程の定期的な見直し・改善と、教職員の職能開発(F D)の活動を基軸とする教育の計画・実践・評価・改善のサイクルを構築し、教育の質を向上させる。
- ③教職員の職能開発のために対象別・目的別のF D研修会を毎年度実施するとともに、優れたT A (Teaching Assistant)をT F (Teaching Fellow)として採用するT F制度の確立やポスドク等を活用した若手教育研究者の育成により、教育の実施体制を充実する。

○教育の質の向上に資する環境整備に関する具体的方策

- ①e-Learning の実施に係る情報基盤及び支援体制の整備を行い、教授機能の充実や学生の自習環境を整備するとともに効率的な学習管理を実現する。
- ②授業実施体制を見直し、教育の実質化を実現させる柔軟な学期制の運用方法を開発・実施する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- ①学生支援の拠点であるスチューデントプラザと、各種支援組織(保健管理センター、障害学生支援室、留学生センター等)及び各教育組織が緊密な連携体制を整備・運用し、学習・生活・メンタルケア・課外活動などにおける学生の多様なニーズに応える総合的な学生支援を実施する。
- ②本学独自のきめ細やかな経済支援制度を整備し、有効に運用する。

○快適で安全な学生生活環境の創出に関する具体的方策

わが国有数の美しく広大なキャンパスと多数の学生宿舎を有する本学の特長を活かしつつ、安全で質の高いキャンパスライフを提供する。

	<p>○キャリア・就職支援の拡充に関する具体的方策 大学院生や留学生にも対応しうるキャリア・就職支援を整備・充実する。</p>
<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>自然と人間、社会と文化に係る幅広い学問分野において、深い専門性を追求するとともに学際的な領域を積極的に開拓し、国際的に卓越した水準の成果を達成する。</p> <p>研究水準・成果を国際的な水準の観点から検証するとともに、さらなる質的向上に繋げるためのシステムを整備する。</p> <p>(2) 研究実施体制等に関する目標</p> <p>学際的且つ国際的な研究を推進するために研究企画機能と研究支援の体制を充実強化する。</p> <p>研究の質の向上に資する環境整備を実施する。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>○国際的に卓越した水準の研究の達成に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自然と人間、社会と文化に係る幅広い分野において、学術の長期的展望に立った質の高い基礎研究を推進するとともに、既存の学問分野を超えた協同を必要とする領域を積極的に開拓する。 ②国際的に高い成果の期待される分野、学際融合を先導する萌芽的な分野など、本学の特色ある分野における研究を学長のリーダーシップの下で重点的に実施する。 ③国・地域社会や産業界と連携し、国内外の社会的課題の解決に積極的に取り組む研究を推進する。 <p>○研究水準・成果の国際的視点からの検証と質的向上に関する具体的方策</p> <p>研究水準・成果を国際的な水準の観点から検証するシステムを整備・運用するとともに、その結果を各研究者・研究組織にフィードバックすることにより高度な研究を推進する。</p> <p>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>○研究企画機能の整備と研究支援の具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本部と研究科の双方において研究に関わる企画・運営組織を充実強化し、両者の密接な連携の下に、学際的且つ国際的な研究の進展を促す。 ②個人研究からグループ研究まで分野の特性に応じた研究の様態と研究の発展段階を考慮しつつ、研究活動状況と研究戦略に基づいて基盤的研究経費と重点戦略経費を配分する研究支援システムを運用・改善する。 ③優れた研究成果を上げることが期待される研究グループや研究組織等に対し、研究資源の配分や研究支援者の配置、組織再編など、拠点形成のための適切な支援を重点的に行い、国際的な拠点形成を積極的に推進する。 ④研究センター(研究関係の学内共同教育研究施設)について、本部の主導の下に学内関係組織と協力して評価と見直しを行い、将来計画を策定・実施し、学際的で国際的な研究活動を展開する。 <p>○研究に必要な設備等の整備に関する具体的方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①重要度及び緊急度を踏まえた設備整備に関するマスタープランに基づき研究設備の整備を行う。 ②研究支援センター(研究支援関係の学内共同教育研究施設)について、研究の動向に即して改組・再編し、その機能を積極的に高度化する。

<p>全国的な共同利用・共同研究や、国内外の研究機関との連携の強化により、大学の枠を超えた国際的な研究体制を構築する。</p>	<p>○共同利用・共同研究等に関する具体的方策 共同利用・共同研究拠点として「先端学際計算科学共同研究拠点」、「海洋生物学研究共同推進拠点」及び「形質転換植物デザイン研究拠点」を設置し、研究推進のための研究資源を重点的に措置することにより、大学の枠を超えた国際的な研究体制を構築し、国際水準の研究を実施する。また、双方向型共同研究等の新しい取組を積極的に推進する。</p>
<p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標 社会との緊密な連携により、知的成果を積極的に社会に還元する。</p> <p>筑波研究学園都市における機関間連携の促進により教育研究活動を高度化・多様化する。</p> <p>(2) 国際化に関する目標 国際的に卓越した教育研究の促進に資する国際戦略を構築・実行する。</p> <p>留学生交流と研究者交流の拡充により、国際的な人材交流を推進する。</p> <p>(3) 附属病院に関する目標 先端的医療を担う人材、国民の要望に応えられる医療人の育成と新しい医科学の研究、医療技術の開発を行う。</p>	<p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置 ○社会等との連携・協力、社会サービス等に関する具体的方策 ①大学の知的ポテンシャルと社会の課題解決ニーズを双方向に結びつけることにより、大学と社会との研究等を通じた交流・貢献を強化する。 ②開かれた大学として社会の要請を的確に捉え、東京キャンパスの機能強化と有効活用等により、生涯を通じた高度で幅広い学習機会を提供する。</p> <p>○筑波研究学園都市における連携促進に関する具体的方策 筑波研究学園都市における組織・人・施設設備のネットワークを強化し、その有機的連携により、連携大学院の強化充実や、つくば3Eフォーラム等の社会的課題の解決を目指す活動など、多様な教育研究活動と人材育成を展開する。</p> <p>(2) 国際化に関する目標を達成するための措置 ○国際的に卓越した教育研究の促進に資する国際戦略の構築・実行に関する具体的方策 国際戦略の基本方針を明確化し、それに基づき海外の大学・研究機関との戦略的交流・連携を強化・拡充するとともに、新興国に対する教育支援・共同研究を通じた国際貢献を推進する。</p> <p>○留学生交流と研究者交流の拡充による国際的な人材交流の推進に関する具体的方策 ①英語のみで学位取得可能なコース及び単位互換の拡充、留学生に対する日本語・日本文化教育や生活支援・キャリア支援等のさらなる充実により、国際化に相応しい教育環境を整備し、優秀な留学生の受入れ及び日本人学生の海外派遣を着実に増加させる。 ②国際公募による外国人教員の任用拡大、戦略的な海外大学・研究機関との連携を活かした研究者の相互交流などにより、国際的な研究者の受入れ・派遣と研究活動を拡充・強化する。</p> <p>(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置 ○優れた医療人養成に関する具体的方策 地域との密接な連携体制を構築し、卒前-卒後-生涯教育を体系的に実施するための幅広い教育体制の整備を進め、医療人としての継続的な資質の向上に寄与する。</p>

<p>医療の質と安全を向上させるシステムを構築するとともに、高度医療を提供する。</p> <p>最適医療を提供し続けることを可能とする持続発展可能な病院運営を実現する。</p> <p>(4) 附属学校に関する目標</p> <p>初等・中等教育から高等教育への一貫した人材の育成のために、大学との教育研究の連携・協力を強化する。</p> <p>社会の要請に基づく、国際的視野をもった基礎学力の修得や生涯学習体系の基盤のモデルとなる先導的な初等・中等教育拠点を形成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○先端的医療の導入による新たな治療法の開発に関する具体的方策 産学連携による先端技術を活用し、オリジナリティの高い医療技術の開発を促進するために、イノベーション創出体制を整備する。 ○安心・安全の確保と質の高い医療サービスの提供に関する具体的方策 病院再開発を実施し、先端医療分野の整備・高度化、医療サービスの改善及び社会的要請の高い分野や診療支援部門等を強化し、コミュニティと共に発展する病院の実現を目指す。 ○持続発展可能な病院運営に関する具体的方策 PFI等の民間のノウハウを活用し、人的・物的資源の有効活用、コスト削減、環境対策に取り組み、病院の経営基盤を強化する。 <p>(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大学と附属学校との連携に関する具体的方策 大学との緊密な連携・協力体制を構築し、附属学校の特性に応じて学校教育の今日的課題に関する大学との共同研究・共同事業を推進するとともに、大学教員による附属学校の積極的な支援を行う。 ○初等・中等教育の教育拠点形成に関する具体的方策 基礎学力の向上を目指す効果的なカリキュラム開発などの先導的教育拠点、教員の指導力向上のための高度な教師教育拠点、及び国際化対応能力を培う国際教育拠点として、それぞれの実験モデルを構築し公表する。 ○特別支援教育の総合的支援体制の充実に関する具体的方策 特別支援教育の全国的な教育研究拠点として、大学及び附属諸学校相互の連携・協力体制及び相談・支援体制を構築し、超早期教育や交流・連携などの先導的実験を実施する。
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>教育研究の質の向上及び教育研究活動の活性化に資する組織整備を実施する。</p> <p>優れた教職員を確保・育成するため、教職員が個性と能力を最大限發揮する人事制度を構築するとともに、適正な評価システムを整備・活用する。</p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとするべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育研究組織の編制・見直しに関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ①教育研究の質の向上を図る観点から、社会的ニーズに即した適正規模の大学院課程・学士課程を実現するため、学生定員と組織の見直しを推進する。 ②教育研究活動の活性化と運営の効率化の観点から学系組織を含む教育研究体制の見直しを推進する。 ○柔軟で多様な人事制度の構築と優れた教職員の確保・育成に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ①教育・研究並びに関連支援業務における多様な能力を尊重する柔軟な人事制度により優れた教員を確保するとともに、定期的な教員業績評価とテニュア・トラック制度

	<p>学長のリーダーシップの下で、大学運営と各組織における教育研究等の諸活動の活性化に資する適正な体制を整備・活用する。</p>	<p>などの適切な人事評価システムを整備・運用し教員の質の向上を図る。 ②業務の特性と職員個々の能力・適性・ライフスタイルに応じた柔軟で多様な人事制度を構築し、目標管理を基本とする適切な人事評価システムを整備・運用する。 ③若手・女性・外国人に配慮した教職員配置を促進し、人員構成の適正化と人材の多様化を実現する。</p> <p>○職員の人材開発・人材育成に関する具体的方策 業務の高度化と国際化に対応しうる職員を育成するため、職能育成を考慮した計画的な職員配置、OJTの強化、海外研修を含む体系的な職員研修を実施する。</p> <p>○男女共同参画社会実現に関する具体的方策 大学全体の意識改革等に取り組み、出産・育児・介護等で休業する教職員の代替要員措置を講ずるなど、女性が能力を最大限発揮しうる環境を整備する。</p> <p>○学長のリーダーシップの下で大学運営のガバナンス体制を確立するための具体的方策 ①組織別の資源配分と活動状況の的確な把握を基礎とする組織評価システムを構築し、人件費・教育研究予算・スペース等の資源を学長のリーダーシップの下に重点・戦略的に再配分するとともに、組織の見直しと将来計画策定に活用する。 ②本部と部局の機能・責任分担関係の明確化と部局運営の効率化により、意思決定の迅速化を実現する。 ③教育研究や大学運営等の諸活動の活性化に資するため、経営協議会での審議結果や意見交換を大学運営に適切にフィードバックするシステムを整備・運用する。</p>
2 事務等の効率化・合理化に関する目標		<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>○事務組織の機能・編制の見直しに関する具体的方策 業務の点検・整理により業務課題と業務量に見合ったフラットな組織編制と人員配置を実現する。</p> <p>○業務改善と情報基盤に関する具体的方策 業務分析に基づく業務プロセスの再設計により、業務量の削減、処理の迅速化等の業務改善を図りつつ、業務を支える情報基盤と人的体制を計画的に整備・運用する。</p>
3 省エネルギー・環境保全に関する目標	<p>省エネルギー・地球環境問題に関する取組を他機関の先導役として積極的に実施する。</p>	<p>3 省エネルギー・環境保全に関する目標を達成するための措置</p> <p>○省エネルギー・環境保全に関する具体的方策 省エネルギー・環境保全に関する教育研究プログラムの充実や外部競争的資金の獲得支援、重点的な資源配分等により、省エネルギー・環境保全に重点的に取り組む。また、毎年度CO₂削減目標を明確にして全学的キャンペーンを進めるとともに、教職員や学生等の積極的取り組みを促す仕組みを充実する。</p>
III 財務内容の改善に関する目標	1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標	<p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p>

研究活動の活性化を図るため、外部資金獲得の基本戦略を確立し大型プロジェクト経費をはじめとする外部資金の獲得を一層強化する。

自己収入のさらなる増加のため多様な収入源を確保する。

2 経費の抑制に関する目標

(1) 人件費の削減に関する目標

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、平成 18 年以降の 5 年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標

経費の効率的使用を実現する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

全学的観点から土地、施設・設備等の効率的・効果的な運用管理を実施する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

透明性と公平性を備え、社会に対して説得力のある評価とその活用の充実により、教育研究と大学運営の質を向上させる。

○競争的資金等の公募型教育研究資金の増加に関する具体的方策

競争的資金の趣旨・目的に応じ、学内外の研究者の適切なグループ化、提案のとりまとめが迅速に実施できる体制を整備するとともに、公募型研究資金に対する作業のマニュアル化、必要な事務作業を統合的に実施する体制の整備などにより、競争的資金の獲得額を着実に増加させる。

○企業等からの受託研究、共同研究の増加に関する具体的方策

民間機関との共同研究等を増加させるため、学内研究活動等の成果、保有する知的財産、ノウハウ等に関する情報発信を行うとともに、ワンストップサービス化を含め、共同研究等に対する外部からの照会に応える体制を充実・強化する。

○大学の多様な活動を支える基金の整備・運用に関する具体的方策

教育・研究活動等の充実・支援のため、大学の活動を支援する多様な人材のネットワーク等を活用し、基金を着実に拡充する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減に関する目標を達成するための措置

○総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減に関する具体的方策

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成 18 年度からの 5 年間において、△ 5 %以上の人事費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減に関する目標を達成するための措置

○経費の効率的使用に関する具体的方策

調達システムの改善、複数年契約の対象拡大、業務全般のコスト分析による費用対効果の可視化等により経費を削減する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○土地、施設・設備等の効率的・効果的な運用管理に関する具体的方策

土地、施設の使用状況を定期的に点検し、全学的観点から柔軟な活用計画を策定する。その際、複数年にわたって使用されないあるいは活用見込みの立たない資産については迅速に処分する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○第三者評価と連動した自己点検・評価システムに関する具体的方策

開学以来実施してきた自己点検・評価の改善・充実を進め、第三者評価と連動させて、

<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>地域にも開かれた大学の最先端の知識情報基盤としての附属図書館の機能を充実する。</p> <p>教育研究成果の国内外への積極的な発信及び大学の運営状況等についての適時適切な情報提供を実施する。</p>	<p>教育研究と大学運営の質の向上に着実に結び付けるシステムを整備する。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○最先端の知識情報基盤と情報システムの整備・運用に関する具体的方策 つくばリポジトリの充実等の学術情報基盤としての機能、学生の学習の場としての機能、地域の知的活動の拠点等、附属図書館の今後の方向性を総合的に検討し、その高度化を実現する。 ○大学情報の積極的な発信・提供に関する具体的方策 教育研究成果を的確に捕捉し、社会に分かりやすいかたちで積極的に発信することにより、本学の特色・魅力や教育研究内容及び運営状況等について、国内外の理解を深める戦略的広報を展開する。
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>国際水準の教育研究活動を支える施設・設備を整備活用する。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際化に対応した施設・設備の整備充実に関する具体的方策 豊かな自然環境と調和しつつ、情報化・国際化を先導できる施設設備の整備充実計画を策定し、多様な財源等を活用して実行する。 P F I 事業により、生命科学動物資源センター整備事業及び附属病院再開発事業を計画どおり実施する。 ○スペースの流動化・共用化に関する具体的方策 <ul style="list-style-type: none"> ①全学的観点から講義室等の共用化を進めるとともに、使用状況の点検、スペースチャージ制の拡充等により施設の利用率を向上させる。 ②全学的観点から重点を置く教育・研究分野及び重要な競争的資金を獲得した研究戦略的分野にスペースを機動的に配分する。 ○学生宿舎等学生生活関連施設の整備に関する具体的方策 安全かつ安心で十分な学習環境を確保するとともに、大学の国際化に対応した学生宿舎の整備充実を計画的に進める。
<p>2 安全管理に関する目標</p> <p>学生・児童生徒・教職員及び学外関係者が安心して学業や業務に専念できる安全な環境を創出する。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全管理・事故防止に関する具体的方策 安全で健全な教育研究環境と職場環境を確保するため、関連規程・マニュアルの整備・充実、安全・衛生に関する教育の充実、定期的な点検と必要な対策を実施する。 ○危機管理に関する具体的方策 想定される危機とその対応体制・システムを点検し、それを踏まえた危機管理マニュアルを改善・充実するとともに、危機発生時にそれらが有効に機能するための啓蒙活動を充実する。

大学における高度な教育研究が必要とする安全性と柔軟性を併せ持つ情報セキュリティ環境を実現する。

3 法令遵守に関する目標

法令遵守に対する意識のさらなる徹底とその実効性を担保するための制度を改善・強化する。

法人運営の透明性・公平性を確保するために内部牽制体制の確立と監査業務のさらなる充実を行う。

○情報セキュリティの向上に関する具体的方策

大学共通の認証基盤の整備を行うとともに、大学の構成員である学生・教員・職員全てに対する情報セキュリティ教育の充実、インシデント対応の効率化、情報セキュリティ監査を通じての改善等により、情報セキュリティ環境を充実・強化する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

○法令遵守意識の向上に関する具体的方策

法令遵守に関する意識の向上、並びにハラスメント防止のための啓蒙活動及び相談体制、発生時の対応体制を充実する。

○内部牽制体制の確立に関する具体的方策

適正性と効率性の確保の観点から業務プロセスを不斷に改善するとともに、重要事項に関するダブルチェックシステムの導入により内部牽制体制を確立する。

○監査業務の充実に関する具体的方策

監査計画に基づく監事監査及び内部監査の適切な実施と、監査結果を着実に大学運営の改善に結び付けるためのフィードバックシステムをさらに充実・強化する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

- 短期借入金の限度額
108億円

- 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡する計画

- 代沢寮の土地及び建物（東京都世田谷区代沢一丁目92番10）を譲渡する。
- 石打研修所の土地及び建物（新潟県南魚沼市舞子字大原1819番他）を譲渡する。

IX 剰余金の用途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、

- 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
<ul style="list-style-type: none">・中央図書館改修Ⅲ期・総合研究棟改修Ⅱ期(芸術系)・総合研究棟改修(自然系)・生命科学動物資源センター 施設整備等事業 (PFI)・筑波大学附属病院 再開発事業 (PFI)・小規模改修	総額 7, 483	施設整備費補助金 (2, 829) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (1, 008) 自己収入 (3, 646)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について22年度以降は21年度同額として試算している。
なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- (1) 教員については「大学教員業績評価」、事務系職員については「目標管理システム」の継続的な実施と検証により、教職員の教育研究活動・業務遂行の改善・質の向上を図る。
- (2) テニュア・トラック制を拡大することにより、若手研究者を育成するとともに、教育研究の活性化の促進を図る。
- (3) 求められる職員像から職能開発を見据えた体系的・計画的なOJT・自己啓発・研修、人員配置等に亘る人材育成の基本方針を策定し、高度化・多様化する業務に対応しうる職員を育成する。
- (4) 性別等に関わりなく教職員が、その能力を最大限発揮できるよう、大学全体の意識改革等に取り組むとともに、出産・育児・介護等で休業する教職員の代替要員措置を講ずる。

3. 中期目標期間を超える債務負担

(P F I 事業)

生命科学動物資源センター施設整備等事業

- ・事業総額：4, 157百万円
- ・事業期間：平成15～29年度（15年間）

(単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設費整備補助金	178	183	188	194	200	206	1,149	429	1,578
運営費交付金	152	146	141	135	130	124	828	229	1,057

(注) 金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等による所要額の変更も想定されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

筑波大学附属病院再開発事業

- ・事業総額：125,029百万円
- ・事業期間：平成20～44年度（25年間）

(単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
自己収入及び施設整備費補助金	3,181	3,177	4,204	6,932	6,771	6,979	31,244	92,258	123,502

(注) 金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等により所要額が変更されることも想定されるため、具体的な額については、各事業年度の事業の進捗状況を踏まえて決定される。また、施設整備の一定部分は施設整備費補助金によるが、その具体的な措置については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

(長期借入金)

附属病院施設整備事業

(単位：百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金(国立 大学財務・經 営センター)	637	632	576	508	451	422	3,226	1,804	5,030

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

筑波大学用地一括購入事業

・償還期間：平成18～32年度（15年間）

（単位：百万円）

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金（民間 金融機関）	4,773	4,690	4,616	4,542	4,459	4,380	27,460	17,970	45,430

（注）筑波大学用地一括購入事業に係る金額は金銭消費貸借契約による償還計画に基づき計算されたものであり、具体的な措置については、毎年度の予算編成過程において決定される。

（リース資産）

該当なし

4. 積立金の用途

○ 前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- ① 学生宿舎リニューアル
- ② 東京キャンパス改築・機能強化事業に係る移転及び借料の一部
- ③ その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

(中期計画 別紙) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成 22 年度～平成 27 年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2 5 1, 3 4 9
施設整備費補助金	2, 8 2 9
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	1, 0 0 8
自己収入	1 8 1, 8 4 8
授業料及び入学料検定料収入	6 0, 0 5 3
附属病院収入	1 1 4, 5 9 1
財産処分収入	0
雑収入	7, 2 0 4
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	3 0, 2 2 1
長期借入金収入	0
計	4 6 7, 2 5 5
支出	
業務費	4 0 0, 1 7 6
教育研究経費	2 9 0, 4 0 0
診療経費	1 0 9, 7 7 6
施設整備費	3, 8 3 7
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	3 0, 2 2 1
長期借入金償還金	3 3, 0 2 1
計	4 6 7, 2 5 5

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 2 3 1, 1 2 6 百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人筑波大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ① 教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。
- ② 「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度におけるF (y)。
・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人事費相当額及び教育研究経費。
・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人事費相当額及び教育研究診療経費。
・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人事費相当額及び事業経費。
・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人事費相当額及び管理運営経費。
・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③ 「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ④ 「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤ 「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥ 「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

IV [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦ 「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人事費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。J (y - 1) は直前の事業年度におけるJ (y)。
- ⑧ 「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑨ 「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。L (y - 1) は直前の事業年度におけるL (y)。

$$\text{運営費交付金} = A (y) + B (y) + C (y) + D (y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A (y) = E (y) + F (y) - G (y)$$

- (1) $E (y) = E (y - 1) \times \beta$ (係数)
(2) $F (y) = \{F (y - 1) \times \alpha$ (係数) $\} \times \beta$ (係数) $\pm S (y) \pm T (y) \pm U (y)$
(3) $G (y) = G (y)$
-

E (y) : 教育研究等基幹経費(①)を対象。

F (y) : その他教育研究経費(②)を対象。

G (y) : 基準学生納付金収入(③)、その他収入(④)を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 每事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

H (y) : 特別経費(⑤)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 每事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = I(y)}$$

I (y) : 特殊要因経費(⑥)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 每事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{D(y) = [J(y) + K(y)] - L(y)}$$

$$(1) J(y) = J(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) K(y) = K(y)$$

$$(3) L(y) = L(y-1) \pm W(y)$$

J (y) : 一般診療経費(⑦)を対象。

K (y) : 債務償還経費(⑧)を対象。

L (y) : 附属病院収入(⑨)を対象。

V (y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W (y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で△1.4%と

する。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β （ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに产学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 产学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 产学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、产学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成 22 年度～平成 27 年度 収支計画

(単位 : 百万円)

区分	金額
費用の部	462,028
経常費用	462,028
業務費	434,254
教育研究経費	97,913
診療経費	59,720
受託研究費等	23,319
役員人件費	1,687
教員人件費	151,764
職員人件費	99,851
一般管理費	12,878
財務費用	994
雑損	0
減価償却費	13,902
臨時損失	0
収入の部	463,330
経常収益	463,330
運営費交付金収益	241,911
授業料収益	50,261
入学金収益	7,939
検定料収益	1,853
附属病院収益	114,591
受託研究等収益	23,319
寄附金収益	5,949
財務収益	426
雑益	6,778
資産見返負債戻入	10,303
臨時利益	0
純利益	1,302
総利益	1,302

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成 22 年度～平成 27 年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	4 7 1, 8 5 9
業務活動による支出	4 1 9, 1 2 0
投資活動による支出	1 5, 1 1 4
財務活動による支出	3 3, 0 2 1
次期中期目標期間への繰越金	4, 6 0 4
資金収入	4 7 1, 8 5 9
業務活動による収入	4 6 3, 4 1 8
運営費交付金による収入	2 5 1, 3 4 9
授業料及び入学料検定料による収入	6 0, 0 5 3
附属病院収入	1 1 4, 5 9 1
受託研究等収入	2 3, 3 1 9
寄附金収入	6, 7 2 3
その他の収入	7, 3 8 3
投資活動による収入	3, 8 3 7
施設費による収入	3, 8 3 7
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	4, 6 0 4

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。

中 期 目 標		中 期 計 画	
別表1(学群・研究科)		別表(収容定員)	
学 群	人文・文化学群 社会・国際学群 人間学群 生命環境学群 理工学群 情報学群 医学群 体育専門学群 芸術専門学群	平 成 22 年 度	人文・文化学群 社会・国際学群 人間学群 生命環境学群 理工学群 情報学群 医学群 体育専門学群 芸術専門学群
研究 科	人文社会科学研究科 ビジネス科学研究科 数理物質科学研究科 システム情報工学研究科 生命環境科学研究科 人間総合科学研究科 図書館情報メディア研究科 教育研究科	人文社会科学研究科 ビジネス科学研究科 数理物質科学研究科 システム情報工学研究科 生命環境科学研究科 人間総合科学研究科 図書館情報メディア研究科 教育研究科	960人 660人 480人 1,020人 2,100人 980人 1,067人(うち医師養成に係る分野613人) 960人 400人
別表2(共同利用・共同研究拠点)			
計算科学研究センター 下田臨海実験センター 遺伝子実験センター			

別表(収容定員)

平成 23 年 度	人文・文化学群	960人
	社会・国際学群	660人
	人間学群	480人
	生命環境学群	1,020人
	理工学群	2,100人
	情報学群	980人
	医学群	1,077人(うち医師養成に係る分野623人)
	体育専門学群	960人
	芸術専門学群	400人
	人文社会科学研究科	475人
	ビジネス科学研究科	361人
	数理物質科学研究科	783人
	システム情報工学研究科	1,040人
	生命環境科学研究科	1,075人
	人間総合科学研究科	1,410人
	図書館情報メディア研究科	137人
	教育研究科	249人 (修士課程)

別表(収容定員)

平成 24 年 度	人文・文化学群	960人
	社会・国際学群	660人
	人間学群	480人
	生命環境学群	1,020人
	理工学群	2,100人
	情報学群	980人
	医学群	1,087人(うち医師養成に係る分野633人)
	体育専門学群	960人
	芸術専門学群	400人
	人文社会科学研究科	473人
	ビジネス科学研究科	357人
	数理物質科学研究科	783人
	システム情報工学研究科	1,040人
	生命環境科学研究科	1,075人
	人間総合科学研究科	1,410人
	図書館情報メディア研究科	137人
	教育研究科	249人 (修士課程)

別表(収容定員)

平成 25 年 度	人文・文化学群	960人
	社会・国際学群	660人
	人間学群	480人
	生命環境学群	1,020人
	理工学群	2,100人
	情報学群	980人
	医学群	1,097人(うち医師養成に係る分野643人)
	体育専門学群	960人
	芸術専門学群	400人
	人文社会科学研究科	473人
	ビジネス科学研究科	357人
	数理物質科学研究科	783人
	システム情報工学研究科	1,040人
	生命環境科学研究科	1,075人
	人間総合科学研究科	1,410人
	図書館情報メディア研究科	137人
	教育研究科	249人 (修士課程)

別表(収容定員)

平成 26 年 度	人文・文化学群	960人
	社会・国際学群	660人
	人間学群	480人
	生命環境学群	1,020人
	理工学群	2,100人
	情報学群	980人
	医学群	1,107人(うち医師養成に係る分野653人)
	体育専門学群	960人
	芸術専門学群	400人
	人文社会科学研究科	473人
	ビジネス科学研究科	357人
	数理物質科学研究科	783人
	システム情報工学研究科	1,040人
	生命環境科学研究科	1,075人
	人間総合科学研究科	1,410人
	図書館情報メディア研究科	137人
	教育研究科	249人 (修士課程)

別表(収容定員)

平成 27 年 度	人文・文化学群	960人
	社会・国際学群	660人
	人間学群	480人
	生命環境学群	1,020人
	理工学群	2,100人
	情報学群	980人
	医学群	1,109人(うち医師養成に係る分野655人)
	体育専門学群	960人
	芸術専門学群	400人
	人文社会科学研究科	473人
	ビジネス科学研究科	357人
	数理物質科学研究科	783人
	システム情報工学研究科	1,040人
	生命環境科学研究科	1,075人
	人間総合科学研究科	1,410人
	図書館情報メディア研究科	137人
	教育研究科	249人 (修士課程)